

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年9月23日（令和2年（行情）諮問第488号）

答申日：令和3年1月13日（令和2年度（行情）答申第433号）

事件名：国家安全保障会議議事運営規則7条に定める「会議の運営に関し必要な事項」に該当する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「国家安全保障会議議事運営規則第7条が定める「会議の運営に関し必要な事項」に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「国家安全保障会議幹事会規則」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月29日付け閣安保第240号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）文書の特定に漏れがないか確認を求める

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「電磁的記録についても特定を求める」、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」といった旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において電磁的記録を適正に特定している。さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 「電磁的記録についても特定を求める」との点については、「電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり電磁的記録を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分ですべて特定した電磁的記録以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分において電磁的記録を適正に特定していると認められるところである。

- (2) 「文書の特定に漏れがないか確認を求める」との点については、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分ですべて特定した以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月9日 審議
- ④ 令和3年1月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国家安全保障会議幹事会規則」である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

「国家安全保障会議議事運営規則」（以下「規則」という。）7条には、規則の定めるもののほか、国家安全保障会議（以下「会議」とい

う。)の運営に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める旨規定されており、処分庁では、本件開示請求は、規則の定めるもののほかに会議の運営に関して必要とする事柄の一つ一つに該当するものを求めるものと解し、原処分を行った。

これまで、会議の運営に関して必要とする事柄の一つ一つに該当するものとしては、国家安全保障会議設置法10条に規定する幹事につき、同幹事によって構成される会合に関することを規則7条の規定により定めた本件対象文書しかなく、本件審査請求を受け、改めて執務室内の書庫及び書架等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久